

宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条の規定による  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査にあたって

〔完了検査の申し込み等について〕

- 工事が完了した日から 4 日以内及び検査日の 2～3 日前までに完了検査申請書と必要書類一式を提出してください。
- 完了検査は、随時実施しています（ただし水曜日の午後は原則行いません）。  
検査日の予約を電話にて早めにしてください。
- 検査の前日までに、完了検査に必要な図書を開発検査係に提出してください。
- 検査は、代理者及び施工者の方の立会いをお願いします。
- 公共下水道の工事がある場合は、上下水道局に竣工書類を提出してください。

〔提出図書について〕

- 『宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書』を表紙にし、下記の図書を添付して、A4判のファイルに綴じて提出してください。

**添付図書**

委任状（手続きを委任する場合は必要）

位置図（地形図）（1/2500）

土地利用計画図

造成計画平面図

造成計画断面図

排水計画平面図

排水施設構造図

擁壁展開図〔水抜き穴出来高図〕

（展開図に設置した水抜き穴の位置を赤で記入し、必要個数を計算の上、設置個数を記入）

構造資料

工事写真（各写真には説明を記入、竣工全景写真を何面か撮影）

注：各図面は許可時と同じものを添付してください。変更許可等をしている場合は変更後の図面を添付し、図面内の“変更後”の文言は削除してください。

（図面の内容に変更が生じる場合は、事前に関係審査課に相談のこと。）

〔構造資料について〕

許可時の副本に添付している、『構造関係報告事項等指示書』に記載している資料を提出してください。

〔問い合わせ先〕

豊中市 都市計画推進部

開発審査課 開発検査係

TEL 06-6858-2862